

札幌市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成13年8月6日
保健福祉局長決裁
最終改正 令和6年5月29日

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市に居住する認知症や知的障がい、その他精神上の障がいがある者（以下「対象者」という。）の保護を図るために、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合等について、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求に係る考慮事項)

第2条 市長は、審判請求を行う必要性を判断するに当たり、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- (1) 対象者の判断能力の後見、保佐又は補助への該当性及び審判の対象者（以下「本人」という。）による審判請求の有効性
- (2) 対象者の配偶者及び二親等内の親族（以下「当該親族」という。）の存否、当該親族による対象者保護の可能性及び当該親族が対象者について審判請求を行う意思の有無
- (3) 介護保険サービスその他の高齢者福祉サービス及び障害福祉サービス等の利用並びにこれに付随する財産の管理など日常生活上の支援の必要性
- (4) その他確認することが必要だと考えられる事項

(審判請求の手続)

第3条 審判請求に係る申立書及び添付書類、予納すべき費用並びに必要な手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(市長による審判請求に係る費用負担)

第4条 市長は、審判請求について、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項に規定する手続費用をあらかじめ負担する。

- 2 市長は、前項の規定により負担する手続費用について、本人が負担すべきであると判断したときは、家庭裁判所に対し、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づいてなされる職権の発動を促す申立てを行うものとする。
- 3 市長は、家庭裁判所が、家事事件手続法第28条第2項の規定により、本人に対し、手続費用の全部又は一部を負担すべき命令をしたときは、本人に対し、当該命令が定めるところに従い、手続費用の全部又は一部を求償するものとする。

(審判前の保全処分)

第5条 市長は、審判請求を行うにあたり、対象者の状況を考慮し、必要があると認められるときは、家事事件手続法第126条第1項、第134条第1項及び第143条第1項の規定による審判前の保全処分の申立てを行うものとする。

(親族への情報提供)

第6条 市長は、親族に対し、第2条第2号後段に規定する事項を確認する場合には、必要性が認められる範囲内において、対象者の状況等の情報を親族に提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を行う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところに従い、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(報酬に係る費用の助成)

第7条 市長は、市長が行った審判請求に係る成年被後見人、被保佐人及び被補助人（次条において「被後見人等」という。）のうち、次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものに対し、成年後見人、保佐人又は補助人（次項及び次条において「後見人等」という。）への報酬の全部又は一部を助成することができる。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者（第9条において「住所地特例対象者」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者（第9条において「居住地特例対象者」という。）については、関係自治体との協議により決定する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者
 - (3) 資産、収入等の状況から、第1号に掲げる者に準じると認められる者
- 2 前項の規定により助成を受ける後見人等は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、あるいは暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(本人又は親族等により審判請求が行われた者に対する前条の規定の準用等)

第8条 市長は、本人又は親族等による審判請求に係る被後見人等が負担すべき後見人等への報酬について、前条の規定を準用する。

2 前項の規定により準用する前条第1項本文の規定については、後見人等が被後見人等の4親等内の親族である場合には、適用しない。

(本人又は親族による審判請求に係る費用の助成)

第9条 市長は、本人又は親族が行う民法第7条、第11条又は第15条第1項の規定に基づく審判に係る手続費用のうち、本人又は親族が負担する費用の全部又は一部について、審判請求を行う者及び本人の双方（本人による審判請求の場合は、本人のみで足りる。）が第7条第1項各号

に掲げる者のいずれかに該当する場合には、助成することができる。ただし、住所地特例対象者及び居住地特例対象者については、関係自治体との協議により決定することとする。

(助成の取消及び返還)

第10条 市長は、報酬及び審判請求費用の助成を決定した場合において、次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、既に助成を受けた額の全額又は一部の額を取り消し、助成を受けた者に対し、その助成金額について返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為があったとき
- (2) その他、市長が助成することが適当ではないと判断するとき

(委任)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、高齢保健福祉部長及び障がい保健福祉部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月6日から施行する。

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月7日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月8日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定による助成については令和3年7月1日より実施する。

(経過措置)

2 第8条の規定による助成は、令和3年4月1日以降の家庭裁判所による報酬付与の審判より適用し、令和2年4月1日以降の後見事務を対象とする。なお、対象外期間が混在する場合は、対象期間相当額を算出し、その額を助成する。

3 第9条の規定による助成は、令和3年4月1日以降に行われた審判請求に係る費用から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。